

観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案要綱

第一 目的

この法律は、我が国の観光地の魅力と国際競争力を高め、国内外からの観光旅客の来訪及び滞在を促進するためには、観光地の特性を生かした良質なサービスの提供、関係者の協力及び観光地相互間の連携が重要となっていることにかんがみ、市町村又は都道府県による観光圏整備計画の作成及び観光圏整備事業の実施に関する措置について定めることにより、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在を促進するための地域における創意工夫を生かした主体的な取組を総合的かつ一体的に推進し、もって観光立国の実現に資するとともに、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とするものであること。

(第一条関係)

第二 定義

一 この法律において「観光圏」とは、滞在促進地区が存在し、かつ、自然、歴史、文化等において密接な関係が認められる観光地を一体とした区域であつて、当該観光地相互間の連携により観光地の魅力と国際競争力を高めようとするものをいうものとする。

二 この法律において「滞在促進地区」とは、観光旅客の滞在を促進するため、三の1に掲げる事業及びこれに必要な三の5に掲げる事業を重点的に実施しようとする地区をいうものとする。

三 この法律において「観光圏整備事業」とは、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業であつて、次に掲げるものをいうものとする。

- 1 観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上に関する事業
- 2 観光資源を活用したサービスの開発及び提供に関する事業
- 3 観光旅客の移動の利便の増進に関する事業
- 4 観光に関する情報提供の充実強化に関する事業
- 5 1から4までに掲げる事業に必要な施設の整備に関する事業
- 6 その他観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に資する事業

(第二条関係)

第三 基本方針

主務大臣は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るため、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する基本方針を定め、これを公表するものとする。

第四 観光圏整備計画の作成及び実施

一 観光圏整備計画

- 1 市町村又は都道府県は、基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村又は都道府県の区域内について、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を総合的かつ一体的に図るための観光圏整備計画を作成することができるものとし、観光圏整備計画には、観光圏の区域、滞在促進地区の区域、観光圏整備事業及びその実施主体に関する事項その他の事項について定めるものとする。
- 2 市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成しようとするときは、二の協議会が組織されている場合には協議会における協議を、二の協議会が組織されていない場合には観光圏整備事業を実施すると見込まれる者と協議をしなければならないものとする。
- 3 市町村又は都道府県は、観光圏整備計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、市町村にあつては主務大臣、関係する都道府県及び観光圏整備事業を実施すると見込まれる者に、都道府県にあつては主務大臣、関係する市町村及び観光圏整備事業を実施すると見込まれる者に、観光

圏整備計画を送付しなければならないものとする。

(第四条関係)

二 協議会

1 観光圏整備計画を作成しようとする市町村又は都道府県は、観光圏整備計画の作成に関する協議及び観光圏整備計画の実施に係る連絡調整を行うため、当該市町村又は都道府県、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動促進法第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他の観光圏整備事業の推進を図るのにふさわしい者、観光圏整備事業を実施すると見込まれる者及び関係住民、学識経験者その他の当該市町村又は都道府県が必要と認める者を構成員とする協議会を組織することができるものとする。

2 協議会において協議が調った事項については、協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないものとする。

(第五条関係)

三 観光圏整備計画の作成等の提案

観光圏整備事業を実施しようとする者及び観光圏整備事業に関し利害関係を有する者は、市町村又は都道府県に対して、観光圏整備計画の作成又は変更をすることを提案することができるものとする。

(第六条関係)

四 観光圏整備実施計画

第四の一の1の規定により観光圏整備計画が作成されたときは、観光圏整備事業を実施しようとする者は、共同して、当該観光圏整備計画に即して観光圏整備事業を実施するため観光圏整備実施計画を作成し、これに基づき、当該観光圏整備事業を実施するものとする。

(第七条関係)

五 観光圏整備実施計画の認定

国土交通大臣は、観光圏整備事業を実施しようとする者の共同の申請に基づき、観光圏整備実施計画が観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進を適切かつ確実に図るために適当なものである旨の認定をするものとする。

(第八条関係)

六 農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律の特例

市町村又は都道府県が、観光圏整備計画において、観光圏整備事業に関する事項に、農山漁村交流促進事業に関する事項を定めた場合において、第四の一の3の規定により当該観光圏整備計画を主務大臣に送付したときは、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律第六条第一項

の規定による活性化計画の提出があったものとみなして、同条第二項から第四項までの規定を適用するものとすること。
(第九条関係)

七 認定観光圏整備実施計画に係る特例等

1 認定観光圏案内所

認定観光圏整備実施計画に従って運営される観光案内所は、当該観光案内所の名称として、認定観光案内所という名称を用いることができるものとし、その他の者は、認定観光案内所という名称又はこれと紛らわしい名称を用いてはならないものとする。

2 旅行業法の特例

(1) 滞在促進地区において旅館業を営むものが、認定観光圏整備実施計画に従って観光圏内限定旅行業者代理業（観光旅客の宿泊に関するサービスの改善及び向上を図るために実施する旅行業者代理業であつて、観光圏内の旅行に関し宿泊者と旅行業務の取扱いに係る契約を締結する行為を行うものをいう。）を実施するときは、旅行業法第三条の旅行業者代理業の登録を受けたものとみなすものとする。

(2) 観光圏内限定旅行業者代理業者は、その営業所に、旅行業務取扱管理者に代えて、一定の要件に

該当する観光圏内限定旅行業務取扱管理者を選任することができるものとする。

3 国際観光ホテル整備法、道路運送法、海上運送法その他の関係法律に基づく手続のうち一定のものについての特例を定めるものとする。

(第十条から第十五条まで関係)

八 観光圏整備事業の実施に係る勧告、報告徴収等

認定観光圏整備実施計画に定められた観光圏整備事業の実施を担保するために必要な国土交通大臣による勧告、報告の徴収等の規定を設けるものとする。

(第十六条及び第十七条関係)

九 認定観光圏整備事業者による提案等

1 認定観光圏整備事業者は、政府の観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する施策の改善についての提案をすることができるとし、観光庁長官は、当該提案について検討を加え、関係行政機関の長への協議を経た後、遅滞なく、その結果を当該認定観光圏整備事業者に通知し、公表しなければならないものとする。

2 観光庁長官は、観光旅客の宿泊の状況に関する統計その他の観光に関する情報の収集、整理、分析

及び提供を行うものとする。

(第十八条関係)

十 社会資本の整備及び交通政策の推進についての配慮

国土交通大臣は、社会資本の整備及び交通政策の推進に関し、基本方針に定めるところに従い、観光圏整備事業の円滑かつ確実な実施が促進されるよう十分に配慮するものとする。 (第十九条関係)

十一 国等の援助等

国及び地方公共団体は、観光圏整備計画の達成に資するため、観光圏整備事業を実施する者に対する必要な助言、指導その他の援助を行うよう努めなければならないものとするほか、主務大臣、観光庁長官、地方公共団体、関係団体及び関係事業者は、観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関し相互に連携を図りながら協力しなければならないものとする。 (第二十条関係)

第五 雑則

主務大臣、権限の委任、国土交通省令等への委任及び経過措置について、所要の規定を設けるものとする。 (第二十一条から第二十三条まで関係)

第六 罰則

罰則について所要の規定を設けるものとする。

(第二十四条及び第二十五条関係)

第七 附則

一 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 その他所要の規定を設けるものとする。

(附則第二条から第十一条まで関係)